

資料 3 - 1

裁判員制度・刑事検討会について

1 開催状況

2 1回の会合を開催（平成14年2月28日～同15年6月27日）

2 議論の経過

別添1「裁判員制度・刑事検討会における議論の概要について」参照。

3 主要な論点

検討会において議論されている主要な論点は、次の各たたき台記載のとおり（たたき台の項目一覧は、別添2ないし4）。

- ・ 「検察審査会制度について」（資料3 - 2、第11回会合において公表）
- ・ 「裁判員制度について」（資料3 - 3、第13回会合において公表）
- ・ 「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）」（資料3 - 4、第19回会合において公表）

なお、「刑事裁判の充実・迅速化」のための方策のうち、連日的開廷の確保等、直接主義・口頭主義の実質化以下の論点については、「刑事裁判の充実・迅速化について（その2）」として公表される予定。

3 ヒアリングの実施

(1) 第1回目（第7回会合、平成14年9月24日）

説明者

中川英彦 住商リース株式会社取締役副社長

長谷川裕子 日本労働組合総連合会労働法制局長

岡村勲 全国犯罪被害者の会代表幹事

警察庁

日本弁護士連合会

法務省

最高裁判所

(2) 第2回目（第17回会合、平成15年5月16日）

説明者

日本新聞協会

日本雑誌協会

日本民間放送連盟

4 意見募集の実施

広く国民の意見をうかがうため、以下のとおり、国民からの意見募集を実施した。
なお、「刑事裁判の充実・迅速化」に関するたたき台についても、今後、意見募集を実施する予定である。

(1) 第1回目

平成14年8月1日から同年10月31日まで、「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」、「刑事裁判の充実・迅速化」及び「公訴提起の在り方」の3つのテーマについて、意見を募集したところ、3932件の意見が寄せられた。

意見募集の結果については、集計の上、検討会に報告したほか、推進本部のホームページで公表している。

(2) 第2回目

平成15年4月1日から同年5月31日まで、たたき台「検察審査会制度について」及び「裁判員制度について」について、意見を募集したところ、842件の意見が寄せられた。

意見募集の結果については、集計の上、検討会に報告した。(推進本部のホームページで近日中に公表の予定。)

5 今後の予定など

(1) 平成15年7月に2回の会合を予定。ここままで、現在行っている、たたき台を素材とした議論をひとつとおり終える予定。

(2) 以後、同年9月及び10月に、合計7回の会合を予定。たたき台を素材としたひとつとりの議論の内容を踏まえ、なお検討すべき事項について議論を行うこととしている。

裁判員制度・刑事検討会における議論の概要について

回 数	主 な 内 容
第 1 回（平成14年2月28日） ～ 第 2 回（同年4月23日）	当面の検討の在り方などについて議論
第 3 回（同年5月21日）	検察審査会制度について、第 1 ラウンドの議論（新たな制度の骨組みに当たる大きな論点についての議論）
第 4 回（同年6月11日） ～ 第 6 回（同年9月3日）	裁判員制度について、第 1 ラウンドの議論
第 7 回（同年9月24日）	警察庁、最高裁、法務省、日弁連、有識者 3 名から、検討事項全般に関して、ヒアリング
第 8 回（同年10月15日） ～ 第10回（同年12月10日）	刑事裁判の充実・迅速化について、第 1 ラウンドの議論
第11回（平成15年1月28日） ・ 第12回（同年2月19日）	検察審査会制度について、第 2 ラウンドの議論（たたき台を素材とした、より細かな論点を含めた議論）
第13回（同年3月11日） ～ 第16回（同年4月25日） ・ 第18回（同年5月20日）	裁判員制度について、第 2 ラウンドの議論
第17回（同年5月16日）	裁判員制度のたたき台のうち、主として報道・取材に関連する論点について、マスコミ団体（日本新聞協会、日本雑誌協会、日本民間放送連盟）からヒアリング
第19回（同年5月30日） ～ 第21回（同年6月27日）	刑事裁判の充実・迅速化について、第 2 ラウンドの議論（未了）

検察審査会制度について

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

- (1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類
- (2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件
- (3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

- (1) リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱
- (2) 検察審査員の義務・解任
- (3) 罰則
- (4) 検察審査員の欠格事由等の見直し
- (5) 付審判請求手続との調整
- (6) 検察審査会の配置の見直し

3 建議・勧告制度の改革

裁判員制度について

1 基本構造

- (1) 裁判官と裁判員の人数，(2) 裁判員、補充裁判員の権限，(3) 評決，
- (4) 対象事件

2 裁判員及び補充裁判員の選任

- (1) 裁判員の要件，(2) 欠格事由，(3) 就職禁止事由，(4) 除斥事由，
- (5) 辞退事由，(6) 忌避理由，(7) 裁判員候補者名簿の作成，
- (8) 裁判員候補者の召喚，(9) 質問手続，(10) 裁判員に対する補償

3 裁判員等の義務及び解任

- (1) 裁判員候補者の義務，(2) 裁判員及び補充裁判員の義務，
- (3) 裁判員及び補充裁判員の解任

4 公判手続等

- (1) 総論，(2) 準備手続，(3) 弁論の分離・併合，(4) 公判期日の指定，
- (5) 宣誓等，(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置，(7) 証拠調べ手続等，
- (8) 判決書等

5 控訴審

6 差戻し審

7 罰則

- (1) 裁判員等の不出頭等，(2) 裁判員等の秘密漏洩罪，
- (3) 裁判員等に対する請託罪等，(4) 裁判員等威迫罪，
- (5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

- (1) 裁判員等の個人情報保護，(2) 裁判員等に対する接触の規制，
- (3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止，(4) 出頭の確保

刑事裁判の充実・迅速化について（その1）

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

- 1 準備手続の目的等
- 2 準備手続の方法等
- 3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示
- 4 被告人側による主張の明示
- 5 争点に関連する証拠開示
- 6 更なる争点整理と証拠開示
- 7 証拠開示に関する裁定
- 8 争点の確認等
- 9 開示された証拠の目的外使用の禁止等